

玉来川河川敷の効果的な運用のための社会実験
参加者募集要項

令和6年5月

< 目 次 >

1	玉来川河川敷社会実験の趣旨	2
2	募集内容・使用条件	3
3	募集方法	5
3-1	スケジュール	5
3-2	参加資格	5
3-3	応募方法	5
3-4	質問及び回答方法	5
3-5	応募書類	5
3-6	応募書類作成上の留意点	6
4	選定手続き	6
4-1	審査方法	6
4-2	審査基準	6
4-3	候補者の決定時期及び審査結果の公表	7
4-4	募集・選定に関する留意事項	8
4-5	協議・調整	8
4-6	選定通知	8
5	実施報告書	8

< 様 式 >

- ・玉来川河川敷使用参加申請書（様式1号）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式2号）
- ・社会実験参加提案書（様式3号）
- ・選定通知書（様式4号）
- ・実施報告書（様式6号）

< 社会実験対象エリア >

- ・玉来川河川敷場内（別紙エリア図参照）

1. 玉来川河川敷社会実験の趣旨

竹田市を流れる大野川水系玉来川の水利用は、井堰から農業用水として取水されてきた他、岡藩時代より、玉来川下流域に建設された城下町は高千穂や肥後への内陸交通の要衝として重要な役割を果たしてきました。

一方で、玉来川流域の中でも玉来地区は、度重なる豪雨災害を受け、市民の生活に大きな被害を残してきました。治水事業に対する期待と機運が高まるとともに、大分県による護岸整備や玉来ダムの建設工事が進められ、令和4年、待望の玉来ダムが完成しました。

平成24年九州北部豪雨において浸水被害を受けた竹田市文化会館は竹田市総合文化ホール<グランツたけた>として再建され、市民の新たな文化活動の拠点として親しまれているほか、隣接する都市公園の竹の子広場は、毎週末、多くの子どもたちで賑わっています。豪雨による災害を乗り越え、現在では、市内外から訪れる人々が憩い、交流するエリアとなっています。

こうした観光資源としての魅力を有している「玉来川」の活用を更に進め、より魅力ある場所にするとともに、秩序ある河川の利用調整などの課題を解決し、地域活性化の拠点として整備していくことが求められています。

河川法の制約上、公益目的の利用に限られているため、飲食の提供や物品の販売などの営利的な要素を含む来訪者へのサービス提供は認められておらず、河川空間を最大限に活用できていない状況でしたが、平成23年に、民間事業者等が河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能となる制度（河川空間のオープン化）が措置されました。竹田市では、玉来川河川敷利用調整協議会を設立し、玉来川玉来川の河川空間において、この制度を利用し、民間事業者のノウハウの活用により、賑わいや交流を創出し、地域の活性化を促進することとしています。

このたび、一定期間（令和6年6月15日～令和6年8月25日）に、営業活動に対する民間事業者や利用者のニーズや意見、営業活動のための条件や課題等を検証し、今後の事業運営の参考とするために、民間事業者の営業活動を可能とする社会実験を実施します。社会実験の趣旨に賛同し、河川敷を活用した周辺地域の活性化に寄与できる取組内容を提案する事業者を募集します。

※社会実験の内容としては、事業者の提案によるものとしますが、例として下記のような事業を想定しています。

マルシェ、スポーツ関係イベント、地域行事、子育てイベント、農産物等の販売会、食材・飲食物の販売、キッチンカー等による飲食サービスの提供

※玉来川河川敷利用調整協議会は、地域住民（自治会）、竹田市観光ツーリズム協会、竹田商工会議所、竹田市PTA連合会、大分県（河川課、竹田土木事務所）、竹田市で組織する玉来川河川敷の活用に関する協議会です。以下「本協議会」といいます。

2. 事業内容・使用条件

① エリア	玉来川かわまち事業で整備された河川敷内 (別紙エリア図のうち色付きのエリア)
② 募集期間	令和6年5月1日(水)～令和6年5月24日(金) ※ただし、上記の募集期間を超過した場合でも、社会実験対象エリアに空きがあれば、開催日の2週間前まで応募を受け付けます。
③ 実施期間 実施時間	期間：令和6年6月15日(土)～令和6年8月25日(日)
④ 使用料	無料
⑤ 使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、社会実験企画提案書(様式第3号)に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】民間事業者等による河川空間を活用したさらなる賑わいづくり・地域貢献策(清掃等の周辺環境の向上、河川敷の魅力向上に資する取組み、地域の活性化等)を実施する上での課題・問題点、ニーズ等を把握することを目的に実施し、より多くの方にご参加いただくことで、多様な意見の聴取を行います。 ○以下の事項を実施できることを条件とします。 ・占有施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・工作物の設置や土地の形状の変更は行わないこと。(設置物が工作物に該当するか不明な場合は、本協議会に確認すること) ・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に撤去対応が可能なこと。 ・周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・施設使用者はごみ箱やごみ袋を設置し、現地で発生した販売品等に係るごみを適切に回収し持帰ること。 ・撤収時には必ず周辺の点検、清掃を行うこと。 ・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分な対応をとること。 ・車両を河川敷まで乗り入れる場合、当日の営業終了後に撤収すること。 ・他の自由使用する利用者を妨げないこと。

⑤ 使用条件	・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を本協議会に報告すること。 ・水難事故や使用区域内の交通事故等が水難事故や使用区域内の交通事故等が、発生しないように注意喚起す発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・事業運営にあたっては、第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを本協議会に提出すること。 ・事業実施に伴い必要となる法令上の各種手続きについては、企画提案者において適切に対応すること。なお、飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを、本協議会に提出すること。 ・使用に際して、許可証を掲示すること。 ・使用期間が2週間を超える場合は、使用した場所の草刈りを行うこと。（※1） ・施設の利用者やイベント参加者・出店者等を対象としたアンケートを実施する他、施設使用者（応募者）等に対するヒアリング等により課題や問題点、ニーズ等を把握するための取組みに対して協力すること。 ○以下の行為を禁止します。また、これらの行為が見受けられた場合は、事務局の判断により出店を禁止します。本社会実験の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。 ・出店期間を違反する等、選定通知書（様式4号）の許可内容に反する行為る行為 ・寄付金の募集、募金活動、勧誘行為 ・通行者や周辺住民等に危害や迷惑を与える恐れのある行為 ・公序良俗に反する行為 ・流水の占用（具体的には取水など） ○グランツたけたのイベント開催時には、来館者用の駐車場として河川敷の一部を使用することがあります。
⑥ 緊急時の対応	・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、警報や避難指示等を待たずに速やかに設置物を川の外に退避させ、避難すること。

⑦ その他	・備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、施設使用者側で準備すること。 ・事業運営に必要な関係者との協議は施設使用者自らが行うこと。 ・社会実験の過程で生じた企画提案内容は、竹田市と出店者双方の共有のものとする。
-------	---

※上記記載事項を変更 する場合は、 随時ホームページ等でお知らせします。

※1：社会実験終了後、実際に施設使用者を公募する際には、使用契約を締結するエリアの草刈りや清掃等の維持管理を行うことが要件となります。

3. 募集方法

3-1 スケジュール

① 募集要項の公表	令和6年5月1日（水）
② 質問書受付	令和6年5月1日（水）～令和6年5月22日（水）
③ 応募書類受付	令和6年5月1日（水）～令和6年5月24日（金） ※但し、上記の募集期間を超過した場合でも、社会実験対象エリアに空きがあれば、開催日の2週間前まで応募を受け付けます。
④ 協議・調整	審査結果通知後速やかに
⑤ 選定通知	審査結果通知後速やかに

※現地説明会は開催しませんので、現地訪問をご希望の方は個別に玉来川河川敷利用調整協議会（事務局 竹田市建設課都市計画係）まで問合せください。

3-2 参加資格

社会実験参加者は、社会実験の趣旨に合った活動を実施し、かつ、使用条件等を遵守できる者としてします。また、下記のいずれかに該当する者は、参加資格を有しません。なお、応募以降に下記に該当した場合には、参加資格を失うものとします。

※玉来川河川敷利用調整協議会の構成員も参加は可能です。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のイからホまでのいずれかに該当する者
 - イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう

- ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 違法なものを販売する者。その他、社会通念上不適当と認められる行為を行う者。

3-3 応募方法

応募書類受付期間内に応募書類を下記宛先まで持参又は郵送してください。

宛先：玉来川河川敷利用調整協議会（事務局：竹田市建設課都市計画係）

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

TEL：0974-63-1111（代表）

FAX：0974-63-3948

Eメール：toshi-design@city.taketa.lg.jp

3-4 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を玉来川河川敷利用調整協議会（事務局：竹田市建設課都市計画係）までFAX又はEメールで送付してください。

回答は随時質問者に送付するとともに、ホームページに掲載します。

3-5 応募書類

下記書類を各1部提出してください。

- ① 玉来川河川敷社会実験参加申請書（様式第1号）
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ③ 社会実験参加企画提案書（様式第3号）
- ④ 住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書
なお、法人の場合は法人税納税証明書

3-6 応募書類作成上の留意点

- ① 応募書類の作成、提出に係る経費は、応募者の負担とします。
- ② 行政の許認可が必要な活動を実施する場合、事前に関係機関の確認を得てください。
- ③ 応募書類は、公益上必要と認める場合を除き、原則公表しません。
- ④ 応募書類は返却しません。

4. 選定手続き

4-1 審査方法

本協議会事務局において、審査基準に基づき応募書類の審査（内容に確認事項がある場合はヒアリング）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

複数の候補者の河川敷の使用希望日が重複した場合は、抽選にて決定します。

4-2 審査基準

- ① 地域、社会実験への理解度及び貢献度
 - ・ 周辺地域の活性化に寄与できる内容であるか。

※飲食物の販売・提供については、地元の食材を活用する等、地元への貢献を審査します。
- ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
 - ・ 工作物の設置及び土地の形状変更が計画に含まれていないか。
 - ・ 河川敷における禁止事項（直火禁止、土石の無断採取禁止等）の遵守や河川環境を悪化させない計画であることを確認できるか。
 - ・ 社会実験実施に必要な河川敷への車両乗り入れについて、予めルールを定めているか。〔場内安全確保及び河川への油流出事故等が生じないための確認。〕
 - ・ 占用施設の使用期間満了後、退去時に原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
 - ・ ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
 - ・ 騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境への十分な対応が施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ③ 利用者への配慮と安全性
 - ・ 他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
 - ・ 第三者被害に対する配慮がされているか。

- ・利用者の苦情、事故等の対応（事故防止体制及び事故発生時の対応計画・連絡体制等）について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ・損害保険、賠償責任保険加入の記載が施設使用企画提案書にあるか。
- ④ 出水時の施設撤去
 - ・出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されているか（撤去開始の判断基準、撤去対象物、撤去に要する時間を明記すること）。

4－3 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者は、協議会での審査後、速やかに決定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。
- ③ なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
※本協議会構成員が社会実験の参加希望をした場合、審査側に構成員を加えることはできません。

4－4 募集・選定に関する留意事項

- ① 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
なお、出店内容を変更される場合、速やかに「玉来川河川敷使用参加変更届（様式5号）」を本協議会事務局に提出して下さい。
- ② 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ・応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ・著しく社会的信用を損なう行為により、候補者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合
 - ・選定通知書（様式4号）に記載した内容を違反した場合。

4－5 協議・調整

事業内容、使用する場所や期間等について、必要があると認める場合、本協議会事務局がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

同種の事業が重複した場合には、事業者数や時期を調整させていただく可能性があります。

4－6 選定通知

本協議会は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び協議・調整結果に基づき候補者に選定通知書を発行します。

5 実施報告書

- (1) 社会実験実施後は、実施報告書（様式第5号）の提出をお願いします。
- (2) 来場者や参加者アンケートの実施・提出をお願いします。アンケートの設問について、事務局より一部提示することがあります。

6 お問い合わせ

玉来川河川敷利用調整協議会事務局（竹田市建設課都市計画係）

T E L : 0974-63-1111 / 0974-63-4848（直通）

F A X : 0974-63-3948

E-Mail : toshi-design@city.taketa.lg.jp